2017年5月号

弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 40

変な相談者



法律相談を受けていると、たまに、専門家の法的な見解が聞きたいのではなく、自分が信じて疑わない見解(多くの場合、間違っている内容)に肯定的な意見を言ってほしいんだろうなという相談者がいます。

最初は、そうではありませんよと説明しますが、この手の 相談者はしつこく食い下がってきます。

そのような方には、私に「そうですね」と言ってもらえば満足なんですか?たとえ私に「そうですね」と言ってもらえても紛争が解決できなければ意味ないんじゃないですか?と伝えたりします。

それでも、食い下がってくる場合には、最終的に、「何度 言われても私があなたの見解に同調することはありません。」 と回答し、法律相談は終了となります。

すごく疲れます。

権利の上に眠る者

かっこよさげな表現のシリーズ 第3弾です。今回は民法です。

権利の上に眠る者は保護しない、というふうに使います。

要するに時効のことです。例えば、知人にお金を貸して10年放置すれば、消滅時効により返還請求できなくなってしまいます。この放置した人のことを指します。

証人尋問中、ごく稀に裁判官が 居眠りをして、質疑応答を聞いて いないことがありますが、この眠 るとはもちろん意味が違います。

強制執行のための財産調査

民事訴訟の場合、せっかく勝訴判決を取得しても、相手からお金を回収できないと意味がありません。そこで、相談段階のうちから、勝訴の可能性のほか、回収の可能性があるかどうかも検討します。

最近、一部の銀行では、勝訴判決を取得した後であれば、弁護士会照会の制度を利用することで、相手方がどの支店に口座を開設しているか、開設している口座がある場合にはその残高はいくらかという点について回答してくれるようになりました。

ただ、現在は限られた銀行でしかそのような運用をしていないので、早く他の銀行も追随して ほしいところです。

私も実際にこの制度を利用したことがあります。相手方の口座を発見することはできましたが、 残念ながら残高が微々たるものであり、預金の差押えは断念しました。他の銀行も開示してくれ るようになるまで塩漬けです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設